

社会福祉法人 誓光寺福祉会
役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誓光寺福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の法人業務に伴う報酬及び費用について定める。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、費用を弁償することができる。

2 第4条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

支給基準	支給金額
1日あたりの額	2,500円

3 第4条の(4)及び(5)の業務の場合は、費用弁償として、社会福祉法人誓光寺福祉会旅費規程（以下「旅費規程」という）を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、旅費規程に準じた額の旅費を支給する。

(業務の種類)

第4条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席（書面出席を除く）
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(適用除外)

第5条 施設職員であって法人役員等を兼務する者については、この規程は適用しない。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。